## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２７年（フ）第３号**
山形県酒田市寿町６番32号
債務者　伊藤　十一
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
山形地方裁判所酒田支部

**平成２７年（フ）第４号**
山形県酒田市寿町６番32号
債務者　伊藤　順子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
山形地方裁判所酒田支部

**平成２７年（フ）第４号**
福島県大沼郡会津美里町字法憧寺北甲3454番地２、前住所埼玉県久喜市東４丁目１番34号
債務者　長原　啓介
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２６年（フ）第３７１号**
相模原市中央区淵野辺本町３丁目22番15号
スカイコート淵野辺第４　306
債務者　山本　美希
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２６年（フ）第３７６号**
神奈川県座間市南栗原３丁目11番11号　ベイサイドハイツＢ－102号
債務者　前田　英二
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２６年（フ）第３８１号**
相模原市南区東大沼１丁目12番12－２号
債務者　井上　香織
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２６年（フ）第３８２号**
相模原市中央区相模原２丁目12番19号　プチメゾンミカドⅡ103
債務者　阿部恵久子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２７年（フ）第３号**
京都府亀岡市篠町森上垣内55番地　石村アパート５号
債務者　佐々木　薫（旧姓右川）
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
京都地方裁判所園部支部破産係